

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和3年6月17日（木）  
午前10時から  
場 所 第1委員会室

## 審査内容

- 1 所管事務調査 山陽小野田市卸売市場（旧山陽小野田市地方卸売市場）について
- 2 所管事務調査 山陽小野田市営住宅に関すること

## ○山陽小野田市営住宅条例

平成17年3月22日  
条例第165号

## (住宅入居の手続)

第10条 市営住宅の入居決定者は、第7条第2項の規定による通知を受けた日から14日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する契約書を提出すること。
  - (2) 第18条の規定により敷金を納付すること。
- 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
  - 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。
  - 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項又は第2項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
  - 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
  - 6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から14日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

## ○山陽小野田市営住宅条例施行規則

平成17年3月22日  
規則第159号

(契約書)

第5条 条例第10条第1項第1号の契約書は、様式第6号によるものとする。

(連帯保証人)

第5条の2 条例第10条第1項第1号の連帯保証人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
  - (2) 市区町村税の滞納がないこと。
  - (3) 契約時の家賃の月額を極度額として保証できること。
- 2 条例第7条第2項の入居決定者は、条例第10条第1項第1号の契約書に連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人に市区町村税の滞納がないことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
  - 3 入居者は、連帯保証人が第1項の条件を欠くこととなったとき、又は連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに市営住宅連帯保証人変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - 4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅連帯保証人変更承認書(様式第7号の2)を交付するものとする。
  - 5 前項の承認を受けた者は、第5条に規定する契約書を市長に提出しなければならない。

(駐車場の使用手続)

第28条 条例第59条第1項第1号の書類は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場使用請書(様式第35号)
  - (2) 駐車場使用誓約書(様式第36号)
- 2 前項第1号の駐車場使用請書は、入居者と同程度以上の収入を有し、第5条の2第1項に規定する条件を具備し、契約時の駐車場使用料の月額を極度額として保証できる者であつて、市長が適当と認める連帯保証人が署名したものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
  - 3 駐車場使用者は、第1項第1号の駐車場使用請書に連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人に市区町村税の滞納がないことを証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - 4 入居者は、連帯保証人が第2項の条件を欠くこととなったとき、又は連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに市営住宅駐車場連帯保証人変更申請書(様式第37号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - 5 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅駐車場連帯保証人変更承認書(様式第37号の2)を交付するものとする。
  - 6 前項の承認を受けた者は、第1項第1号の駐車場使用請書を市長に提出しなければならない。
- 様式第6号(第5条関係)

様式第 6 号(第 5 条関係)

山陽小野田市営住宅賃貸借契約書

(A) 物件の表示

名 称	山陽小野田市営住宅	団 地 住戸番号	団地 棟 号
所 在 地	山陽小野田市		
構 造			
備 考			

(B) 契約期間

契約期間	年 月 日から 明渡しまで
------	---------------

連帯保証人変更年月日 年 月 日

(C) 貸主

山陽小野田市	住 所	山陽小野田市日の出一丁目1番1号
	氏 名	山陽小野田市 山陽小野田市長

(D) 借主並びに入居者及び同居人

入居者氏名		合 計	名
同居者氏名			

(E) 家賃及び敷金

当初家賃	月額	敷 金	
	円		円

※家賃は条例第 13 条により、増減する。

法及び条例により家賃が増減することを確認しました。

確認欄 氏名

## (F) 支払方法

納付期限	毎月末日までに当該月分の納付
納付方法	口座引き落とし・自主納付

## (G) その他

本契約は、山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号）及び同条例施行規則（平成17年山陽小野田市規則第159号）に従う契約である。

## (使用目的) 条例第26条

第1条 入居者は、市営住宅を居住の目的に使用する。

## (契約期間)

第2条 契約期間は、標記(B)に記載するとおりとする。

## (家賃の納付) 条例第16条

第3条 入居者は、毎月末日までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

2 その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

## (収入の申告等) 条例第13条、条例第14条

第4条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 入居者からの収入の申告がない場合において、条例第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときの家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

## (敷金) 条例第18条

第5条 入居者は、入居時における3月分の家賃に相当する金額(E)を敷金として市に支払わなければならない。

2 入居者は、契約の締結中は敷金を家賃その他この契約に基づく市への支払義務のある費用の支払に充当することができない。

3 この契約の締結中は、敷金返還請求権を他に譲渡し、又は担保に供することができない。

4 敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償その他この契約に基づく市への支払義務のある費用が

あるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 前項の場合において市長は、敷金から控除する債務の額の内訳を入居者に明示しなければならない。

6 敷金には利子を付けない。

(修繕) 条例第 20 条

第 6 条 市営住宅の主要構造部分についての修繕は市が行い、主要構造部分以外の部分の修繕は入居者が費用を負担して、自ら行うものとする。

(入居者の保管義務等) 条例第 22 条

第 7 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(遵守事項) 条例第 11 条、条例第 23 条、条例第 24 条、条例第 25 条、条例第 27 条、規則第 5 条

第 8 条 入居者は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 入居者は、市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(2) 犬、猫等のペットを飼育し、付近に生息している動物に餌を与え、又はその他近隣に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。ただし、入居者又は同居人が身体等の障害により生活補助として必要な場合は、この限りでない。

(3) 市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、届出をしなければならない。

(4) 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(5) 市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(6) 連帯保証人の変更があるときは、速やかに連帯保証人変更申請書を提出しなければならない。

(7) 入居者は、駐車場等に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 団地内に駐車する車両は1台とすること。
- イ 契約駐車場以外の場所には、駐車しないこと。また、知人等にもさせないこと。
- ウ 路上駐車をしないこと。また、知人等にもさせないこと。
- エ 自動車、オートバイの空ぶかしはしないこと。

(8) 入居者は、自治会の規約を遵守した生活を送らなければならない。

(入居者の費用負担義務) 条例第 21 条

第 9 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 市営住宅及び共同施設の構造上重要でない部分の修繕等に要する次に掲げる費用

ア 畳の表替え、ふすまの張り替え、ガラスの破損〔災害による場合（強風のときは、風速 15m/s が 1 時間以上続く場合）の破損は除く。〕による取替え等の軽微な修繕にかかる費用

イ コマパッキン、ゴムパッキン、照明器具等、使用損耗によるその他の附帯設備の修繕にかかる費用

ウ その他別表に定めるところにより、入居者が負担することとしているものの費用

2 前項第 4 号の規定に関わらず、入居者の故意又は過失により取替え、修繕が必要と認められるものについては、入居者の負担とする。

3 入居して 2 年以内で入居者の過失が認められなかった場合、市長は、本市の負担で修繕を行うことができる。

(明渡し努力義務) 条例第 29 条

第 10 条 収入超過者として認定された者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 収入超過者として認定された者の家賃は、条例第 30 条に定める方法により算出した額とする。

(高額所得者に対する明渡し請求) 条例第 31 条

第 11 条 市長は、高額所得者として認定された者に対し、期限を定めて、市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 高額所得者として認定された者の家賃は、条例第 32 条に定める方法により算出した額とする。

(住宅の検査) 条例第 40 条

第 12 条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の 10 日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、条例第 27 条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(退去の手続)

第 13 条 この契約を解除したときは、入居者は、市営住宅を完全に明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、移転料その他これに類する請求をすることができない。

2 入居者は、この契約の期間が満了し、又は解除により契約が終了したときは、別紙に定めるところにより、通常の使用に伴い生じた市営住宅の損耗を除き、速やかに建物を原状に回復して明け渡さなければならない。この場合において、入居者がその費用を負担するものとする。

3 前項後段の規定により明け渡し時に負担する費用とは、次のものをいう。

(1) 畳の表替え

(2) ふすまの張り替え

(3) 毀損箇所の修復

4 市長及び入居者は、第 2 項の規定により、入居者が行う原状への回復の内容及び方法について、確認の上協議するものとする。

(住宅の明渡し請求) 条例第 41 条

第 14 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、何ら催告することなく市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。

(3) 市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。



- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 条例第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (8) この契約内容に違反したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに市営住宅を明渡さなければならない。

(立入検査) 条例第66条

第15条 市長は、市営住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、市営住宅内に立ち入ることができる。

2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく市長の立入りを拒否することはできない。

3 市長は、火災による延焼を防止する必要がある場合、入居者の安否の確認をする場合及びその他緊急を要する場合においては、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、市営住宅内に立ち入ることができる。この場合において市長は、入居者の不在時に立ち入ったその旨を入居者に通知しなければならない。

(損害賠償)

第16条 入居者は、故意又は過失を問わず市営住宅を毀損した場合（出火を原因とする場合を含む。）は、その状況により損害賠償の責めを負うものとする。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、極度額を限度として、入居者と連帯してこの契約に基づく債務の履行の責任を負うものとする。

2 極度額は、契約時の家賃の月額額の6月分とする。なお、具体的な金額は、本契約書の末尾に記載する額とする。

3 連帯保証人が保証する債務の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 家賃（第3条）

(2) 損害金

(3) 入居者又は同居者の故意又は過失により生じた修繕、清掃、除草等にかかる費用（第6条、第7条、第9条第1項第4号、同第2項）

(4) 原状回復にかかる費用（第13条第2項、同第3項）

4 市長は、入居者の家賃の滞納が3月以上になったとき、連帯保証人に入居者の滞納額等に関する情報を通知するものとする。

5 連帯保証人が、本契約書の末尾記載の極度額の全部を貸主に弁済し、かつ、入居者が本件賃貸借契約の継続を希望するときは、入居者は、30日以内に、新たに連帯保証人を選任し、市長に届け出なければならない。

6 連帯保証人が死亡し、又は破産等したときは、入居者は、新たに連帯保証人を選任し、保証を委託しなければならない。

(訴訟)

第18条 この契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うものとし、訴訟関係費用（弁護士に対する訴訟行為の委任にかかる費用を含む。）については敗訴した側が全額負担するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は法、条例、規則及び山陽小野田市営住宅等の明渡し等の請求に関する要綱に準拠する。

2 市長及び入居者は、この契約に定めがない事項及び契約条項の解釈について疑義が生じた場合において、民法その他法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

【契約書の中の法律等の略語】

民法…民法（明治29年法律第89号）

法…公営住宅法（昭和26年法律第193号）

条例…山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号）

規則…山陽小野田市営住宅条例施行規則（平成17年山陽小野田市規則第159号）

市営住宅…（A）物件

別表（第9条関係）

市営住宅の修繕等負担区分表

項目	内容	負担者
全般	補修取替の原因がカビ、結露、水漏れな	入居者

	どの放置、清掃不足、模様替えなど入居者の責めと認められるもの	
	故意、過失、いたずらによる破損、汚損、亡失	入居者
	清掃、塗装（給水管等のさび止め塗装は除く。）、電球等の消耗品、その他軽微な修繕	入居者
	網戸、カーテンレール、ドアストッパーなど市が設置しないもの	入居者
	社会通念上入居者が負担すべきと認められるもの	入居者
	上記以外で契約日より2年以内に発生する修繕	市
内装（壁、天井、柱、梁、床）	壁紙の補修、軽微な修繕（ささくれ等）	入居者
	その他	市
木製建具	ふすま、障子	入居者
	その他	市
鋼製建具（玄関戸など）	ドアクローザー、鍵（故意、過失等による損失を除く。）	市
ガラス	災害による場合（強風の場合は、風速15 m/s が1時間以上続く場合）の破損、網入りガラス等の経年劣化による場合の破損	市
	上記以外のもの	入居者
畳	表替え	入居者
	床替え	市
流し台部品	引き出し、扉、棚、包丁差しなど	入居者
浴室ユニット部品	シャワーフック、洗面器台、カバー、目皿、トラップなど	市
タオル掛け		市

クーラー、電線スリーブ		入居者
室名札		市
物干し金具	物干し台、物干しざおは除く。	市
バルコニー、ベランダ		市
給水管		市
排水管	詰まり（別室入居者の責めによる場合）	原因となる人
	その他	市
ガス管		市
給水栓、混合水栓、シャワー水栓	コマパッキン、ゴムパッキン等の軽微なもの（ただし、修繕そのものは市で対応）	入居者
	その他	市
便器部品	腰掛便座（和式トイレに取り付けて洋式にするもの）、ウォシュレットなど入居者が取り付けたもの	入居者
	その他	市
ロータンク部品		市
洗面器		市
排水金物（流し、洗濯用、床排水）	目皿、椀トラップなど	市
洗濯機パン		市
浴槽	入居者が取り付けたものを除く。	市
風呂釜・給湯器・電気温水器	入居者が取り付けたものを除く。	市
便槽（くみ取り）	地区担当清掃業者による清掃、くみ取り	入居者
	蓋、ベンチレータ、臭突管	市
ガスコック		入居者
ガス漏れ検知器		入居者
照明器具	市が取り付けたもので消耗品を除く部分	市
	その他	入居者

スイッチ、コンセント		市
引掛シーリング		市
チャイム、ブザー		市
インターホン		市
普通換気扇		入居者
レンジフード		市
天井扇		市
換気扇排気フード		市
コンロ、クッキングヒーター		入居者
テレビ用端子、アンテナ、テレビ共聴設備	入居者取り付けたものを除く。	市
電話	機器、配線など	入居者
	玄関先の端子及びそこまでの配線	市
インターネット設備		入居者
倉庫、庭など専用部	清掃、除草など	入居者
	その他	市
害虫、鳥などの生き物	駆除（シロアリ、キクイムシを除く。）	入居者
	シロアリ、キクイムシの駆除	市

## 別紙（第13条関係）

## 【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、以下【例外としての特約】による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方による。すなわち、

- 借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を越えるような使用による損耗等については、借主が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の居住者など借主と無関係な第三者がもたらした損耗等については、借主が負担すべきものではない。
- 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び借主の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、貸主が負担すべき費用となるものとする。

## 【例外としての特約】

原状回復に関する費用の一般原則は上述のとおりであるが、入居者は、例外として、次の費用については、入居者の負担とする（ただし、民法第90条並びに消費者契約法第8条、第8条の2、第9条及び第10条に反しない内容に限る。）。

●畳の表替え、ふすまの張り替え（次の入居者の確保のために行うもの）	
○本来は、貸主が負担すべきものである費用を、特別に入居者が負担することとする理由	
市営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて設定されることにより、軽微な小修繕の費用は、市営住宅の家賃に含まれていないため。	
年	月 日
貸主	<u>山陽小野田市</u> 市長 _____ 印
入居者	_____ 印
連帯保証人	_____ 実印

本契約書における各条項や市条例に違反した場合、契約を解除されても一切異議を申し立てません。

この契約の締結を証するため本契約書3通を作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

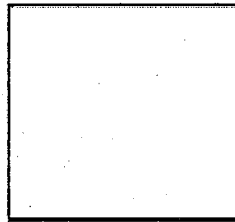
貸主 住 所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
氏 名 山陽小野田市  
市長 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

入居者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

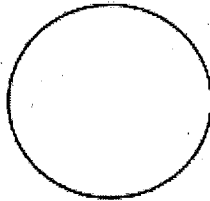
連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 実印  
電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_  
入居者との関係 \_\_\_\_\_  
極度額 \_\_\_\_\_ 円

(契約時の当初家賃月額額の6月分)

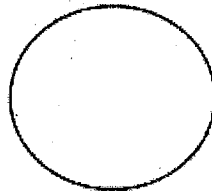
市長の割印



入居者の割印



連帯保証人の割印



山陽小野田市営住宅の入居手続等における連帯保証人選任に関する要領

平成31年3月1日制定

令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、山陽小野田市営住宅条例（平成17年山陽小野田市条例第165号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する連帯保証人の署名を必要としないことができる場合について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、「入居決定者等」とは、条例第7条第2項に規定する入居決定者、条例第12条の規定により入居の承継につき市長の承認を得る者、条例第37条の規定により新たに整備される市営住宅に入居を希望する者及び市営住宅漁民アパート団地の入居者移転に係る取扱要綱（令和2年2月28日制定。以下「新要綱」という。）第2条第4号に規定する移転決定者をいう。

(対象)

第3条 条例第10条第3項に規定する特別の事情があると認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2の規定により、家賃を納付する手続をとる生活保護の受給者
- (2) 60歳以上の者又は60歳以上の者及び18歳未満の者で構成される世帯で市営住宅に入居等することが決定したもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認める者

(手続)

第4条 前条に該当する者で、連帯保証人を選任することが困難であり、連帯保証人の選任人数の免除を希望する入居決定者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、市営住宅連帯保証人免除申請書（様式第1号）にそれぞれ当該各号に定める書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 前条第1号の者 生活保護を受給していることが分かる書類
- (2) 前条第2号の者 誓約書（様式第2号）



(3) 前条第3号の者 市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、入居決定者等の連帯保証人を免除することを認めるときは、市営住宅連帯保証人免除承認通知書（様式第3号）により、これを認めないときは、理由を付して市営住宅連帯保証人免除不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、条例第12条に規定する入居の承継の手続、条例第37条に規定する市営住宅への入居の手続及び新要綱第8条に規定する移転に伴う入居の手続について準用する。

（適用終了）

第5条 第3条第1号に該当し、連帯保証人を必要としない者が、生活保護の受給を停止又は廃止されたとき、又は第3条第2号若しくは第3号に該当し、連帯保証人を必要としない者が、当該事情がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、連帯保証人を選任し、連帯保証人が署名した契約書を市長に提出しなければならない。

（免除の不承認）

第6条 連帯保証人が、山陽小野田市営住宅条例施行規則（平成17年山陽小野田市規則第159号）様式第6号及び様式第35号記載の極度額の全部を市長に弁済し、かつ、入居者が賃貸借契約の継続を希望するときは、入居者は、30日以内に、新たに連帯保証人を選任し、市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該入居者の連帯保証人の免除を承認しないものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の第1条、第4条及び第5条の規定は、令和2年4月1日以降に行われる入居手続等について適用し、同日前に行われた入居の手続については、

なお、従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

市営住宅連帯保証人免除申請書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者 現住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号( ) - \_\_\_\_\_

私は、住宅に困窮し、入居のために連帯保証人を探す努力をしましたが、連帯保証人を選任することが困難であります。下記2の理由により、連帯保証人を免除して下さるようお願いします。

記

1 入居する予定の住宅

団地 棟 号

2 理由(該当する番号に○印をつけてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第37条の2の規定により、市営住宅使用料を納付する手続をとる生活保護の受給者

(2) 60歳以上の者又は60歳以上の者及び18歳未満の者で構成される世帯で市営住宅に入居等することが決定した者

(3) その他

( )

3 必要書類

理由1の場合は、生活保護を受給していることが分かる書類

理由2の場合は、誓約書(様式第2号)

理由3の場合は、市長が必要と認める書類

4 誓約事項

当該理由がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、連帯保証人を選任し、連帯保証人が署名した契約書を市長に提出することを誓約します。

様式第2号（第4条関係）

誓約書

1 3親等までの親族関係図

2 連帯保証人を依頼した者

氏名	入居者との関係	連帯保証人になることができない理由
		死亡、拒否、（ ）
		死亡、拒否、（ ）
		死亡、拒否、（ ）
		死亡、拒否、（ ）
		死亡、拒否、（ ）
		死亡、拒否、（ ）
		死亡、拒否、（ ）

入居者との関係欄は、「子、親、兄弟姉妹、おい、めい、友人、知人など」を記入すること。

3 納付方法（確実に納付できる方法を○で囲んでください。）  
（ 口座振替 、 集金 ）

以上のとおり、入居のために連帯保証人を探す努力をしましたが、連帯保証人を選任することが困難であります。住宅使用料（及び駐車場使用料）を納期限までに確実に納付することを誓約しますので、選任する連帯保証人を免除してくださるようお願いいたします。

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者 現住所  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号( ) \_\_\_\_\_

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
様

山陽小野田市長

市営住宅連帯保証人免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の入居に必要な連帯保証人の免除については、山陽小野田市営住宅条例第10条第3項の規定に該当すると認め、下記のとおり承認します。

速やかに市営住宅賃貸借契約書を提出し、敷金を納入するなど市営住宅の入居の手続を行ってください。

記

連帯保証人を必要としない。

様式第4号（第4条関係）

第 年 月 日  
号

\_\_\_\_\_  
様

山陽小野田市長

市営住宅連帯保証人免除不承認通知書

年 月 日付で申請のあった市営住宅の入居に必要な連帯保証人の免除については、下記の理由により承認できないので通知します。

記

理由

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 民法改正内容（連帯保証人関係）

## 1 改正の概要

民法の条項	概要
第 465 条の 2 (個人根保証契約の極度額の設定)	個人根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を保証する個人契約）は極度額を定めなければ、その効力を生じない。
第 458 条の 2 (保証人の請求による債務の履行状況に関する情報提供義務)	保証人の請求があったときは、債権者は保証人に対して、遅滞なく、主たる債務の元本等の不履行の有無及びこれらの残額に関する情報を提供しなければならない。
第 458 条の 3 (主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務)	債権者は、債務者が期限の利益を喪失したことを知ったときから 2ヶ月以内に、保証人に対してその旨を通知しなければならない。当該期間内に通知しなかったときは、債権者は債務者が期限の利益を喪失したときから通知するまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求できない。

## 2 新旧対照表

旧 法 (現行法)	新 法 (改正法)
<p>(貸金等根保証契約の保証人の責任等)</p> <p>第 465 条の 2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</p> <p>2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第 446 条第 2 項及び第 3 項の規定は、貸金等根保証契約における第 1 項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>	<p>(個人根保証契約の保証人の責任等)</p> <p>第 465 条の 2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</p> <p>2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第 446 条第 2 項及び第 3 項の規定は、個人根保証契約における第 1 項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>
(新設)	<p>(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)</p> <p>第 458 条の 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。</p>

旧 法 (現行法)	新 法 (改正法)
( 新 設 )	<p>(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)</p> <p>第458条の3 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。</p> <p>3 前2項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。</p>

【用語の説明】

保証人	<p>ある人の身元や債務などを保証する人。</p> <p>一般の保証人は、『催告の抗弁権(債権者が保証人債務の履行を請求したとき、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる権利)』と『検索の抗弁権(保証人が、債権者に対し、主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことができる権利)』を有する。</p>
連帯保証人	<p>主たる債務者と連帯して債務を負担することを約束した保証人。</p> <p>上記保証人が有する『催告の抗弁権』、『検索の抗弁権』がなく、主たる債務者とまったく同じ立場となる。</p>
極度額	保証人(連帯保証人含む)が負う最大負担額。
根保証契約	保証契約のうち、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約。



国住備第503号  
平成30年3月30日

各都道府県・政令市  
住宅主務部長 殿

国土交通省 住宅局  
住宅総合整備課長

### 公営住宅への入居に際しての取扱いについて

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、民法（明治29年法律第89号）における債権関係の規定の見直しが行われます（平成32年4月施行）。

公営住宅への入居に際しての保証人（連帯保証人を含む。以下同じ。）の取扱いについては、事業主体の判断に委ねられておりますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、「公営住宅管理標準条例（案）」（平成8年10月14日付け住総発第153号建設省住宅局長通知。以下「標準条例（案）」という。）を改正し、保証人に関する規定を削除したことに伴い、今後の公営住宅への入居に際しての取扱いについての留意点を地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として通知いたしますので、各事業主体におかれましては、下記事項に留意の上、住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、特段の配慮をお願いいたします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 第一 民法改正等に伴う入居保証の取扱いについて

今般の民法改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要となったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。

住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。

このため、標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除することとしたので、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いします。

その際、保証人が家賃債務の保証のみならず実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることに鑑み、入居時において、緊急時に連絡が取れるよう勤務先、親戚や知人の住所等緊急時の連絡先を提出させることが望ましいと考えられますが、緊急時の連絡先が確保できない場合にも入居の支障とならないよう、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をお願いいたします。

公営住宅の家賃は、入居者の収入等の状況を踏まえ、政策的視点から低廉に設定されているものであり、入居者に対し公営住宅の趣旨、目的及び家賃制度等について周知・啓発に努め、家賃の滞納があった場合には、法令等の規定に従い所要の措置を講ずることがある旨をあらかじめ理解していただくとともに、実際に家賃の滞納が生じた場合には、滞納額が累積しておよそ支払いが困難となる前に、入居者に対する家賃支払いの督促等の措置を早期に講じるとともに、民生部局とも連携して、収入等の状況や入居者の個々の事情を十分に把握し、入居者の置かれている状況に応じて個別具体的に家賃の納付指導や臨戸訪問を行うなど、適正に家賃徴収を行っていくことが重要です。

特に、所得が著しく低額又は病気等により著しく多額の支出を要する等により、やむをえず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置を講じるなど、入居者の事情に配慮した適切な対応を行っていただくようお願いします。

また、生活保護の被保護者については、「公営住宅の家賃の取扱いについて」（平成18年3月31日付け国住総第212号国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知）により被保護者の同意及び委任状を要せずに代理納付が可能とされており、公営住宅管理者と保護の実施機関との間で協議・調整等の連携を図り、適切な活用がなされるようお願いします。

さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）が改正され、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う居住支援協議会に加え居住支援法人が新たに指定されることとなりました。公営住宅においても、身寄りのない入居者や福祉的な支援が必要な家賃滞納者に対し、円滑な公営住宅への入居や入居後の見守りサービス等の支援を行っていくことが考えられることから、地域の実情等を総合的に勘案し、必要に応じて居住支援協議会のネ

ットワークを活用するようお願いします。

仮に保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴い、新たに極度額の設定が必要となりますが、例えば「～円」、「～円(入居当初の家賃の～ヶ月分相当分)」といったようにその額を明確に定める必要があります。特に、公営住宅の家賃は入居者の収入の状況によって変動するものであることから、例えば「家賃3ヶ月分」と設定したい場合には、「入居当初」の家賃の3ヶ月分であることを明記するなど、その額が変動しないものとするに注意が必要です。

また、保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていくことが必要です。

さらに、昨年10月に家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)に基づく家賃債務保証業者登録制度が開始されたところですが、家賃債務保証業者等による機関保証が今後ますます活用されていくことが見込まれることなどを踏まえ、公営住宅への入居に際して、必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要です。

なお、機関保証については、保証限度や免責事項など保証内容に応じて保証料が設定されることなどを踏まえ、家賃債務保証業者等と十分に協議の上、入居者の状況や地域の実情等を踏まえた適切な保証内容となるように留意することが必要です。

## 第二 その他の民法改正に伴う留意点について

今般の民法改正においては、個人根保証契約の極度額の設定(第465条の2)のほかにも、公営住宅制度に関係するものとしては以下のような改正が行われたところでは。

- ・保証人の請求による債務の履行状況に関する情報提供義務(第458条の2)
- ・主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務(第458条の3)
- ・賃借人による修繕(第607条の2)
- ・賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(第611条)
- ・賃借人の原状回復義務(第621条)

今回の改正により、保証人への情報提供義務が規定されたことを踏まえ、保証人に対して的確に情報提供を行っていくことが必要となるほか、賃借人による修繕や一部滅失等の規定が整備されたことを踏まえ、事業主体においては、必要に応じて適切に修繕を実施するなど公営住宅の管理を適正に行うようお願いいたします。

なお、民間賃貸住宅については、賃貸住宅標準契約書が改定され、新たに家賃債務保証業者型や連帯保証人型において極度額の記載欄を設けた標準契約書が作成されるとともに、民法の改正内容を反映させた改定が行われておりますので、その旨申し添えます。

(参考) 民間賃貸住宅における判例 (平成9年11月13日最高裁判決)

賃借人が継続的に賃料の支払を怠っているにもかかわらず、賃貸人が、保証人にその旨を連絡するようなこともなく、いたずらに契約を更新させているなどの場合に保証債務の履行を請求することが信義則に反するとして否定されることがあり得ることはいうまでもない。

国住備第130号  
令和2年2月20日

各都道府県・政令市  
住宅主務部長 殿

国土交通省 住宅局  
住宅総合整備課長

### 公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて

保証人の取扱いについては、「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」(平成30年3月30日付国住備第503号通知)において保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきとしており、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考えています。

つきましては、下記の点に留意の上、保証人の取扱いについて検討を行っていただくようお願いいたします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

### 記

1. 公営住宅への入居に係る保証人の取扱いについては、その確保を入居の前提とすることから転換すべきところですが、本年4月からの改正民法の施行に伴い、保証人を要する場合には極度額の設定が必要となりますので、入居希望者への十分な周知が必要と考えられます。保証人の要否について未検討の事業主体においては、早急に検討を行っていただきますようお願いいたします。
2. 当面、引き続き保証人の確保を入居の要件とする事業主体においても、通知の趣旨を十分踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いいたします。  
特に、災害により住宅を失った者が災害公営住宅に入居する場合においては、円滑な入居による被災者の居住の安定を図るためにも、保証人の確保を求めないなど、入居者の事情に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

# 連帯保証人の新しい制度が スタートしました！

令和2年5月から、連帯保証人の代わりに県の指定した機関が有償で保証を行う「家賃債務保証制度」の利用が可能となりました。

県営住宅への入居にあたり、身近に連帯保証人になるご親族等がない方は、ご相談ください。

## ●保証内容● (予告なく変更となる場合があることをご了承ください。)

保証機関		(一財) 高齢者住宅財団
対象者		令和2年5月以降に県営住宅へ入居申請をされた方
保証期間		1年間(更新可)
年間保証料	初回	当初本来家賃(入居当初の家賃)の50%(*1) ただし最低保証料10,000円(*2)
	更新時	10,000円(定額)(*2)
保証される額		当初本来家賃の6か月相当分
連帯保証人		不要(*3)

※1：家賃減額の手続きをされた方も減額前の額が対象となります。

※2：初回保証料および更新時年間保証料は、県営住宅の家賃収納率に応じて毎年見直されるため、変更されることがあります。

※3：別に、緊急連絡先(1名)を届け出いただく必要があります。

### ～お問合せ先電話番号～

○県営住宅管理事務所各支所 ※( )は、所管市

岩国支所(岩国、柳井) : 0827-30-1030

周南支所(下松、光、周南) : 0834-27-6780

山口支所(山口、防府、長門、萩) : 083-934-2004

宇部支所(宇部、山陽小野田、美祢) : 0836-37-0878

下関支所(下関) : 083-228-0310

○山口県住宅課県営住宅管理班 : 083-933-3880

## 新たな住宅セーフティネット制度と 高齢者住宅財団の家賃債務保証制度

(一財)高齢者住宅財団は、  
全国の居住支援法人と連携し、  
住宅確保要配慮者の家賃債務保証を行い、  
賃貸住宅への入居を支援します。



新たな住宅セーフティネット制度の担い手として期待される居住支援法人は、登録住宅入居者の家賃の債務保証を行う備えがあることが求められています。(一財)高齢者住宅財団と家賃債務保証に関する協定を締結することで、家賃不払いのリスクを低減し、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定要件(第42条)を満たすことができます。

### ■高齢者住宅財団 家賃債務保証制度の概要

1. 国土交通省 家賃債務保証業者登録制度  
登録番号 国土交通大臣(1)第4号(2017年12月21日)
2. 保証内容
  - (1)対象世帯 ①高齢者世帯 ②障害者世帯 ③子育て世帯 ④外国人世帯  
⑤解雇等による住居退去者世帯 ⑥登録住宅入居者世帯
  - (2)保証の対象 ①滞納家賃(共益費および管理費を含む)  
②原状回復費用(残置物の撤去を含む)および訴訟費用
  - (3)保証料 月額家賃の35%(2年間の保証の場合)
3. 居住支援協議会への参加状況(2020年4月16日現在)  
参加:7団体 参加準備中:1団体
4. 居住支援法人との協定締結状況(2020年4月16日現在)  
協定締結:54法人 協定締結準備中:12法人

■お問合せ先 お気軽にお問合せください。



一般財団法人 **高齢者住宅財団**  
Foundation for Senior Citizens' Housing

総務部 債務保証課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル

TEL. 03-6880-2781

FAX. 03-6880-2782

E-Mail: yachin@koujuuzai.or.jp

<http://www.koujuuzai.or.jp/>

# 家賃債務保証制度について

一般財団法人 高齢者住宅財団

**！ 当制度を利用いただく前に、必ずこちらをお読みください。**

高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯・外国人世帯等の住宅確保要配慮者の方が賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務等を高齢者住宅財団（以下「財団」）が保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

財団が当該世帯の連帯保証人となることにより、賃貸住宅の経営者は家賃の不払いに関する不安がほとんど無くなり、安心して入居いただくことが可能となります。

## 家賃債務保証制度の概要

1. 対象住宅	対象世帯の入居を敬遠しないものとして、財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約 定を締結している賃貸住宅
2. 対象世帯	(1)高齢者世帯： 60歳以上の者、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者 （同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けて いる） (2)障害者世帯： 障害の程度が次に該当する者が入居する世帯 ①身体障害：1～6級、②精神障害：1～3級、③知的障害：精神障 害 (3)子育て世帯： 18歳以下の扶養義務のある者が同居する世帯 (4)外国人世帯： 在留カード、または特別永住者証明書の交付を受けた者が入居する世 (5)解雇等による 平成20年4月1日以降、解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯 住居退去者世帯： （その後の就労等により賃料を支払える収入があるものに限る） (6)登録住宅入居者世帯： 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19年法律第112号）第8条の登録を受けた住宅に入居する世帯
3. 保証の対象 および 保証限度額	(1)滞納家賃（共益費及び管理費を含む）／月額家賃の12か月分に相当する額 (2)原状回復費用（残置物の撤去を含む）および訴訟費用／月額家賃の9か月分に相当する ※(1)(2)ともに、家賃滞納が発生し賃貸住宅を退去する場合に限りです。 ※(1)(2)いずれにも該当しない債務（例：駐車場料金、サービス費、物置賃料または使用料、利 息・違約金・延滞損害金、損害賠償債務など）は、原則として保証の対象に含みません。 ※ 原状回復費用は、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に基づき保証します
4. 保証期間	原則2年間ですが、賃貸借契約期間に合わせて変更可能です。 ※賃貸借契約期間の途中からの利用も可能です。
5. 保証料	2年間の保証の場合、月額家賃の35%を契約時にお支払いいただきます（原則入居者負 ※最低保証料は保証期間にかかわらず、一律1万円です。  「制度普及協力費」として、保証契約成立1件につき2,000円を、貸主または管理者にお支払いします。

## 利用方法

### ①基本約定の締結

賃貸住宅の貸主・管理者と財団の間で、保証の利用に係る基本約定をあらかじめ締結します。別紙の「家賃債務保証制度利用申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類とともに、FAX、E-mailまたは郵送にて財団に申請してください。内容を確認後、基本約定書および「家賃債務保証委託申込書」等の関係書類を送付します。

※基本約定の締結手続きは、貸主または管理者に行っていただきます。費用は、印紙代(200円)以外無料です。

### ②保証の申込み、保証の開始

①の手続き完了後、実際に保証対象世帯の入居希望があった際に、貸主・管理者から当該世帯に対し保証制度の説明を行っていただいたうえで、「家賃債務保証委託申込書」を用いてFAXで保証の申込みを行います。（①の基本約定の申請と、②の個別の保証委託申込を同時に行うことも可能です。）

※個別の保証委託申込手続きは、貸主または管理者を経由して行っていただきます。

## ご注意

- 家賃等を滞納した場合、貸主、または管理者から入居者に督促していただきます。家賃滞納2か月の場合、督促と同時に財団に報告していただきます。また、家賃滞納3か月の場合、賃貸借契約の解除通告及び建物明渡請求を行っていただきます。保証の履行は、入居者が退去し、債務が確定してから行います。
- 滞納家賃等について保証を履行し、入居者に代わって財団が貸主に支払いを行った場合は、後日、入居者には財団に対して支払い分及び損害金を弁済していただきます。



**契約締結前交付書面**  
(家賃債務保証業者登録規程第 17 条書面)

家賃債務保証委託申込書の裏面の家賃債務保証委託約款をご参照の上、下記内容をご確認ください。

1 家賃債務保証業者の商号、名称、住所及び電話番号

一般財団法人 高齢者住宅財団  
東京都千代田区神田錦町 1-21-1  
TEL 03-6880-2781

2 登録番号・登録年月日

国土交通大臣 (1) 第 4 号  
平成 29 年 12 月 21 日

3 保証期間

原則として賃貸借契約の始期から終期まで。ただし、賃貸借契約期間の途中から保証申込の手続きを進める場合等はこの限りではございません。

(必ず、契約締結時に発行される家賃債務保証引受証(写)をご確認ください。)

4 保証の範囲 (詳しくは、家賃債務保証委託約款第 3 条をご参照ください。)

滞納家賃 (共益費・管理費を含む)、原状回復費用および訴訟費用

5 保証限度額 (詳しくは、家賃債務保証委託約款第 4 条をご参照ください。)

滞納家賃：家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額の 1.2 倍相当額  
原状回復費用および訴訟費用：家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額の 9 倍相当額

6 保証料 (更新する場合の料金も同一。ただし、今後保証料率の変更が行われた場合は、その限りではございません。なお、最低保証料は保証期間にかかわらず、一律 10,000 円です。)

家賃債務保証委託申込書記載の月額家賃の \_\_\_\_\_ % (保証期間 \_\_\_\_\_ 年の場合)

7 保証委託契約の契約期間中に中途解約する場合の返還額

中途解約時の返還はございません。

8 求償権の行使方法

原則として家賃滞納が計 3 か月となりますと、配達証明付内容証明郵便により、賃貸人名で賃借人に対して契約解除通告および建物明渡請求を行いません。退去後に賃借人の滞納家賃・原状回復費用等の債務を確定させ、当財団が保証委託契約に基づき、賃貸人に対して代位弁済を行いますが、同時に求償権が当財団へ移ることにより、後日賃借人に対して代位弁済額に下記損害金等を含めて請求します。

9 事前求償に関する定め

家賃債務保証委託約款第 14 条をご参照ください。

10 損害金に関する定め

家賃債務保証委託約款第 13 条をご参照ください。

以上

上記について説明を受け、その内容が意向に沿った契約であることを確認しました。

お申込日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日      お申込者 (入居予定者自署) \_\_\_\_\_

# 記入例

※記入欄は青字

## 契約締結前交付書面 (家賃債務保証業者登録規程第17条書面)

家賃債務保証委託申込書の裏面の家賃債務保証委託約款をご参照の上、下記内容をご確認ください。

1 家賃債務保証業者の商号、名称、住所及び電話番号

一般財団法人 高齢者住宅財団  
東京都千代田区神田錦町1-21-1  
TEL 03-6880-2781

2 登録番号・登録年月日

国土交通大臣(1)第4号  
平成29年12月21日

3 保証期間

原則として賃貸借契約の始期から終期まで。ただし、賃貸借契約期間の途中から保証申込の手続きを進める場合等はこの限りではございません。

(必ず、契約締結時に発行される家賃債務保証引受証(写)をご確認ください。)

4 保証の範囲(詳しくは、家賃債務保証委託約款第3条をご参照ください。)

滞納家賃(共益費・管理費を含む)、原状回復費用および訴訟費用

5 保証限度額(詳しくは、家賃債務保証委託約款第4条をご参照ください。)

滞納家賃:家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額の1.2倍相当額  
原状回復費用および訴訟費用:家賃債務保証委託申込書記載の家賃月額の9倍相当額

6 保証料(更新する場合の料金も同一。ただし、今後保証料率の変更が行われた場合は、その限りではございません。なお、最低保証料は保証期間にかかわらず、一律10,000円です。)

家賃債務保証委託申込書記載の月額家賃の 35 % (保証期間 2 年の場合)

7 保証委託契約の契約期間中に中途解約する場合の返還額

中途解約時の返還はございません。

＜保証料率＞

1年 22.5%	2年 35%	3年 47.5%
4年 60%	5年 72.5%	

8 求償権の行使方法

原則として家賃滞納が計3か月となりますと、配達証明付内容証明郵便により、賃貸人名で賃借人に対して契約解除通告および建物明渡請求を行ないます。退去後に賃借人の滞納家賃・原状回復費用等の債務を確定させ、当財団が保証委託契約に基づき、賃貸人に対して代位弁済を行ないますが、同時に求償権が当財団へ移ることにより、後日賃借人に対して代位弁済額に下記損害金等を含めて請求します。

9 事前求償に関する定め

家賃債務保証委託約款第14条をご参照ください。

10 損害金に関する定め

家賃債務保証委託約款第13条をご参照ください。

以上

上記について説明を受け、その内容が意向に沿った契約であることを確認しました。

お申込日 2018 年 4 月 1 日

お申込者(入居予定者自署)

財団 太郎

西暦でご記入ください。

必ずご本人様の直筆でご記入ください。

# 家賃債務保証制度のご案内



高齢者世帯



障害者世帯



子育て世帯



外国人世帯



解雇等による住居退去者世帯



登録住宅入居者世帯

高齢者住宅財団が住宅確保要配慮者の連帯保証人の役割を担い、  
賃貸住宅への入居を支援します。



一般財団法人 **高齢者住宅財団**  
家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(1)第4号

# 高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担うことで、 家主の方は貸しやすく、入居する方は借りやすくなります

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の住宅確保要配慮者の方が賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援します。この保証制度をご利用いただくことで、賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに係る心配がほとんど無くなり、安心して入居いただくことができます。

## ● 保証の概要

### 1. 対象住宅

高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

### 2. 対象世帯



高齢者世帯

60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方  
(同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族等に限る)



障害者世帯

障害の程度が次に該当する方が入居する世帯  
①身体障害：1～6級  
②精神障害：1～3級  
③知的障害：精神障害に準ずる



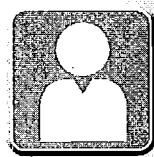
子育て世帯

18歳以下の扶養義務のある子が同居する世帯



外国人世帯

次のいずれかの交付を受けた方が入居する世帯  
・在留カード  
・特別永住者証明書  
・特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書



解雇等による  
住居退去者世帯

平成20年4月1日以降、解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯  
(その後の就労等により賃料を支払える収入がある場合に限る)



登録住宅  
入居者世帯

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第8条の登録を受けた住宅に入居する世帯



### 3. 保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
(1) 滞納家賃（共益費・管理費を含む）	月額家賃の12ヵ月分に相当する額
(2) 原状回復費用および訴訟費用	月額家賃の9ヵ月分に相当する額

※(1)(2)ともに、家賃滞納に伴い賃貸住宅を退去する場合に限りです。また、保証の履行は、入居者が退去し、債務が確定してから行います。

※高齢者住宅財団が、滞納家賃等について保証債務を履行し、入居者に代わって家主に支払いを行った際は、後日、入居者には高齢者住宅財団に対して支払い額および損害金を弁済していただきます。

### 4. 保証料

2年間の保証の場合、月額家賃の35%

※原則入居者負担で、契約時に一括でお支払いいただきます。

例：月額家賃が10万円の場合、お支払いいただく保証料は35,000円となります。

※2年ごとに保証を更新する場合は、更新の都度、同率の保証料をお支払いいただきます。

※月額家賃に保証期間に応じた保証料率を乗じて得た保証料が10,000円未満の場合は、最低保証料を保証期間にかかわらず、一律10,000円とさせていただきます。

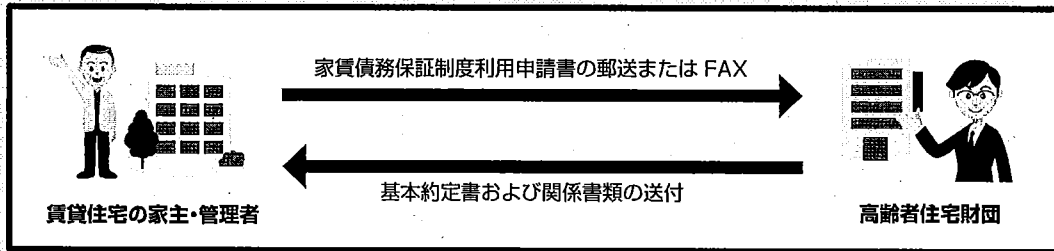
### ●高齢者住宅財団は、対象世帯の方々の入居支援に努めております。

利用可能住宅について	賃貸借契約による入居であれば、住宅の広さや構造等は問わず、利用可能です。
個人の家主の方が自ら物件の管理者となる場合の利用について	不動産会社等へ管理を委託せず、個人で自ら管理する物件でも利用可能です。
高齢者世帯の年齢上限について	高齢であることを理由に、保証引受をお断りすることはありません。
生活保護を受けている方の利用について	生活保護の受給者であることを理由に、保証引受をお断りすることはありません。また、生活保護費の家賃相当額について、家主の方の代理受領の有無は問いません。
身寄りのない方の利用について	緊急連絡先を指定していただきますが、親族以外の方でも構いません。
連帯保証人のない方の利用について	連帯保証人の有無は問いません。
賃貸借契約期間の途中からの利用について	入居者の連帯保証人が、賃貸借契約開始後に欠けた場合等に、賃貸借契約期間の途中からの利用も可能です。

# 家賃債務保証制度の利用手続きの流れ

## ①基本約定の締結

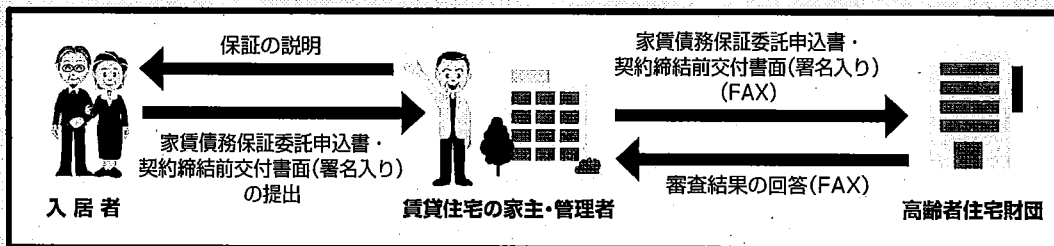
賃貸住宅の家主・管理者と高齢者住宅財団の間で、保証の利用に係る基本約定をあらかじめ締結します。申請書式は下記財団ホームページよりダウンロードしてください。



## ②保証の申込み

入居者に対し、家主または管理者から保証の説明を行っていただいたうえで、保証の申込み手続きを行います。

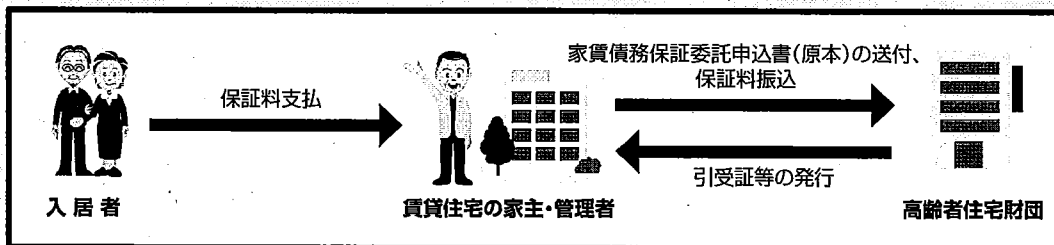
あらかじめお渡ししている「家賃債務保証委託申込書」に必要事項を記入の上、同時に入居者へ「契約締結前交付書面」を交付・説明していただき、署名を受けただうえで添付書類とともに、所定の宛先へFAXにてお送りください。審査の上、引受可否の回答書を財団からFAXにてお送りします。



## ③保証の開始

審査の結果、引受可の場合は、回答書の記載内容に沿ってお手続きを行ってください。

「家賃債務保証委託申込書」の原本（郵送）と、保証料のお振込みを確認後、保証の「引受証」等を発行し、保証が開始されます。



ご不明な点・ご質問は



一般財団法人 **高齢者住宅財団**

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号 ヒューリック神田橋ビル

フリーダイヤル



**0120-602-708**

●IP電話・公衆電話などの方は **03-6880-2781**

ホームページ <http://www.koujuuzai.or.jp/>

公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査 (R3.4.1時点)  国土交通省

		保証人を求める			
		保証人を求めない		保証人ではない	
		免除する場合がある(注)		免除することはない	
		自然人又は法人	自然人のみ	自然人又は法人	自然人のみ
令和3年4月1日時点 事業主体 (n=1671)	384 (23.0%)	193 (11.6%)	677 (40.5%)	82 (4.9%)	335 (20.0%)
	1,201,580 (55.9%)	330,655 (15.4%)	450,563 (21.0%)	64,633 (3.0%)	100,550 (4.7%)
	18 (38.3%)	13 (27.7%)	14 (29.8%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)
	17 (85.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
都道府県	25 (41.7%)	10 (16.7%)	20 (33.3%)	5 (8.3%)	0 (0.0%)
	324 (20.9%)	169 (11.0%)	642 (41.6%)	76 (4.9%)	333 (21.6%)
政令市	令和3年4月1日時点での検討状況反映後				
	424 (25.4%)	282 (16.9%)	598 (35.8%)	99 (5.9%)	268 (16.0%)
	1,219,485 (56.8%)	417,783 (19.4%)	363,821 (16.9%)	76,910 (3.6%)	69,982 (3.3%)
中核市	令和3年4月1日時点 事業主体 (n=1671)				
その他	令和2年3月31日時点 管理戸数 (n=2,147,981) ※令和3年4月1日時点で管理を 終了している事業主体は除外。				

(注) 例えば、高齢者、障害者、DV被害者、生活保護者、病氣罹患者、被災者等の方で、保証人を確保することが困難なときは免除する場合があります。

# 公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査

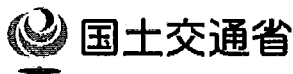


国土交通省

	保証人を求めない	保証人を求める				保証人の要否は 検討中
		免除する 場合がある※	免除することはない		保証人を確保 できない場合 の対応は検討中	
			自然人又は法人	自然人のみ		
令和元年12月1日時点 事業主体 (n=1674)	278 (16.6%)	317 (18.9%)	76 (4.6%)	117 (7.0%)	179 (10.7%)	707 (42.2%)
平成31年3月31日時点 管理戸数 (n=2,153,808) ※令和元年12月1日時点で管 理を終了している事業主体は 除外。	1,145,529 (53.2%)	533,516 (24.8%)	70,514 (3.3%)	58,629 (2.7%)	103,409 (4.8%)	242,211 (11.2%)
令和2年8月1日時点 事業主体 (n=1672)	392 (23.4%)	562 (33.6%)	94 (5.6%)	201 (12.0%)	166 (9.9%)	257 (15.4%)
<b>都道府県</b>	18 (38.3%)	25 (53.2%)	1 (2.1%)	2 (4.3%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
<b>政令市</b>	17 (85.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)
<b>中核市</b>	24 (40.0%)	27 (45.0%)	6 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	1 (1.7%)
<b>その他</b>	333 (21.5%)	508 (32.9%)	87 (5.6%)	199 (12.9%)	162 (10.5%)	256 (16.6%)
平成31年3月31日時点 管理戸数 (n=2,153,670) ※令和2年8月1日時点で管 理を終了している事業主体は除 外。	1,197,180 (55.6%)	681,516 (31.6%)	87,386 (4.1%)	71,760 (3.3%)	59,650 (2.8%)	56,178 (2.6%)

※例えば、高齢者、障害者、被災者、生活保護者等の方は免除する場合、保証人を確保することが困難なときは免除する場合等がある。





● 本文へ | 文字サイズ変更

標準 拡大



● English

● 検索方法 ● サイトマップ

## 住宅・建築

住宅・建築トップ 住宅行政トップ 建築行政トップ

ホーム > 政策・仕事 > 住宅・建築 > 新しい住宅セーフティネット制度について > 家賃債務保証業者登録制度 > 登録家賃債務保証業者一覧

### 登録家賃債務保証業者一覧

### 基本情報

登録事業者数 78社 (令和3年5月31日時点)

### 報道発表資料

### 住宅局の組織

### 住宅局の予算

### 社会資本整備審議会

>住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会

>家賃債務保証の情報提供等に関する検討会

>福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

>サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会

>サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会

>安心居住政策研究会

>長期固定ローンの供給支援のあり方に関する検討会

>住宅金融のあり方に係る検討会

>独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会

>都市再生・住宅セーフティネットのあり方に関する検討会

>住生活安定向上施策推進会議

>市場機能を積極的に活用した住宅金融のあり方懇談会

>事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進に関する検討会

事業者名	本社所在地	登録番号
株式会社オリコフオレントインシュア	東京都港区芝浦4丁目9-25号	国土交通大臣(1)第1号
日商ギャランティー株式会社	兵庫県神戸市中央区元町通5-4-3	国土交通大臣(1)第2号
株式会社近畿保証サービス	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-4-18	国土交通大臣(1)第3号
一般財団法人高齢者住宅財団	東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル4階	国土交通大臣(1)第4号
ハウスリーブ株式会社	東京都港区海岸3-20-20	国土交通大臣(1)第6号
フォーシーズ株式会社	東京都港区新橋5-13-7	国土交通大臣(1)第7号
日本セーフティー株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1	国土交通大臣(1)第8号
株式会社賃貸保証サービス	宮城県仙台市青葉区中央3-10-12	国土交通大臣(1)第9号
株式会社コマージュ福岡	福岡県福岡市博多区博多駅東1-16-14リファレンス駅東ビル	国土交通大臣(1)第10号
あんしん保証株式会社	東京都品川区東品川4-12-4 品川シーサイドパークタワー9階	国土交通大臣(1)第11号
プラザ賃貸管理保証株式会社	東京都中野区新井1-8-8レオパレス中野ビル6階	国土交通大臣(1)第12号
株式会社レキオス	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16	国土交通大臣(1)第13号
レントエール株式会社	大阪府堺市中区深井沢町3125番地アートビル3階	国土交通大臣(1)第14号
株式会社エボスカード	東京都中野区中野4-3-2	国土交通大臣(1)第15号
全保連株式会社	沖縄県那覇市宇天久905	国土交通大臣(1)第16号
株式会社ラクーンレント	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番地14号	国土交通大臣(1)第17号
エルズサポート株式会社	東京都新宿区大久保3-8-2新宿ガーデンタワー	国土交通大臣(1)第18号
株式会社エフアール信用保証	大阪府大阪市天王寺区上汐4-3-11	国土交通大臣(1)第19号
ジェイリース株式会社	大分県大分市都町1-3-19大分中央ビル7階	国土交通大臣(1)第20号
株式会社Casa	東京都新宿区西新宿2-6-1	国土交通大臣(1)第21号
株式会社ジョイフルサポート	福岡県北九州市八幡東区山王1-11-1	国土交通大臣(1)第22号
リビングネットワークサービス株式会社	京都府京都市下京区高辻通東洞院東入稻荷町521番地	国土交通大臣(1)第23号
株式会社P-Rent	東京都新宿区百人町2-24-13百人町成和ハイツ103号室	国土交通大臣(1)第25号
株式会社いえらぶパートナーズ	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル24階	国土交通大臣(1)第26号
株式会社ダ・カーポ	東京都北区赤羽1-52-1田口ビル7階	国土交通大臣(1)第27号
株式会社バーチャルペイメント	東京都千代田区岩本町2-11-2イトーピア岩本町二丁目ビル3階	国土交通大臣(1)第28号
賃貸保証サービス株式会社	東京都江戸川区一之江8-4-3	国土交通大臣(1)第29号
アーク株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通2-8-2	国土交通大臣(1)第30号

アーキシステムテクノロジーズ株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南1-3-11KDX博多南ビル9階	国土交通大臣(1)第31号	○	○	○	>悪質リフォーム対策検討委員会
株式会社アルファー	鹿児島県鹿児島市照国町15-15	国土交通大臣(1)第32号	○	○	○	>ニュータウン・グランドデザイン 検討委員会
特定非営利活動法人抱樸	福岡県北九州市八幡東区荒生田2-1-32	国土交通大臣(1)第33号	○	○	○	>健康維持増進住宅研究委員会
アイ・シンクレント株式会社	東京都品川区上大崎2-25-5	国土交通大臣(1)第34号	○	○	○	>マンション管理の新しい制度の施行に関する検討会
株式会社テンポアップ	神奈川県横浜市西区北幸2-9-10 HSビル8階	国土交通大臣(1)第35号	○	○	○	>マンション標準管理規約の見直しに関する検討会
株式会社スマイルサポート	茨城県つくば市竹園2-3-17	国土交通大臣(1)第36号	○	○	○	>マンションの新たな管理ルールに関する検討会
株式会社エントランス	兵庫県姫路市花影町3-1-5	国土交通大臣(1)第37号	○	○	○	>持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会
旭化成賃貸サポート株式会社	東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル13階	国土交通大臣(1)第38号	○	○	○	>学校ゼロエネルギー推進方策検討委員会
株式会社イントラスト	東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル2階	国土交通大臣(1)第39号	○	○	○	>住宅団地の再生のあり方に関する検討会(第2期)
株式会社にじろライフ	東京都港区六本木7-18-18 住友不動産六本木通ビル10階	国土交通大臣(1)第40号	○	○	○	>既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会
日本賃貸保証株式会社	千葉県木更津市羽鳥野6-21-4	国土交通大臣(1)第41号	○	○	○	>独立行政法人住宅金融支援機構業務実績評価有識者会合
株式会社ルームバンクインシュア	東京都渋谷区神宮前6-12-20 J6Front7階	国土交通大臣(1)第42号	○	○	○	>独立行政法人都市再生機構業務実績評価有識者会合
ニッポンインシュア株式会社	福岡県福岡市中央区天神2-14-2福岡証券ビル6階	国土交通大臣(1)第43号	○	○	○	>住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会
興和アシスト株式会社	大阪府大阪市中央区道修町1-5-18	国土交通大臣(1)第44号	○	○	○	>住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会
日本賃貸住宅保証機構株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-2-22マルイトOBPビル3階	国土交通大臣(1)第47号	○	○	○	>制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会
株式会社ギャランティー・アンド・ファクタリング	熊本県熊本市中央区辛島町4-35	国土交通大臣(1)第48号	○	○	○	統計・データ
レスト・ソリューション株式会社	東京都千代田区飯田橋3-3-9千代田VERDAビル3階	国土交通大臣(1)第49号	○	○	○	
株式会社プレミアライフ	東京都千代田区麹町2-4-1	国土交通大臣(1)第50号	○	○	○	
株式会社クレデンス	東京都千代田区飯田橋1-3-2	国土交通大臣(1)第51号	○	○	○	
アールエムトラスト株式会社	東京都中央区日本橋茅場町3-7-6茅場町スクエアビル7F	国土交通大臣(1)第52号	○	○	○	
株式会社えさく	愛媛県松山市千舟町3-3-8	国土交通大臣(1)第53号	○	○	○	
株式会社フェア-信用保証	沖縄県那覇市西1-19-7	国土交通大臣(1)第54号	○	○	○	
株式会社アドヴェント	東京都港区東麻布1-10-13	国土交通大臣(1)第55号	○	○	○	
株式会社アセット・アイ	長野県伊那市中央4561-7	国土交通大臣(1)第56号	○	○	○	
ナップ賃貸保証株式会社	東京都千代田区麹町3-5-2	国土交通大臣(1)第57号	○	○	○	
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台	宮城県仙台市青葉区二日町4-26リパティールハイツ二日町102	国土交通大臣(1)第59号	○	○	○	
スターリンク株式会社	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 マルショウビル5階	国土交通大臣(1)第60号	○	○	○	
株式会社あんど	千葉県船橋市湊町2-5-4藤代ビル302号室	国土交通大臣(1)第61号	○	○	○	
株式会社カティンベストメント	東京都世田谷区北沢2-10-15	国土交通大臣(1)第62号	○	○	○	
株式会社サポート365	香川県高松市寿町1-2-5 井門高松ビル1階	国土交通大臣(1)第63号	○	○	○	
有限会社てるまさ保証	沖縄県那覇市宇国場1170番地の6	国土交通大臣(1)第64号	○	○	○	
セキスイユニディア株式会社	東京都港区芝2-13-4住友不動産芝ビル4号館2階	国土交通大臣(1)第65号	○	○	○	
株式会社アース賃貸保証	東京都中央区新川1-7-3	国土交通大臣(1)第66号	○	○	○	
ジャストサービス株式会社	茨城県水戸市南町2-4-39	国土交通大臣(1)第67号	○	○	○	
株式会社くらしケア	愛知県名古屋千種区小松町6-11-3 OS・SKYマンションレスカール大久手201号室	国土交通大臣(1)第68号	○	○	○	
不動産契約書類作成代行株式会社	東京都中野区本町4-44-13 西京城西ビル3階	国土交通大臣(1)第69号	○	○	○	
株式会社宅建ブレインズ	東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・Pビル4階	国土交通大臣(1)第70号	○	○	○	
株式会社A-S	東京都新宿区高田馬場3-12-25石田ビル3階	国土交通大臣(1)第71号	○	○	○	
株式会社ベストテックス	東京都文京区本郷2-39-3	国土交通大臣(1)第72号	○	○	○	

10月は住生活月間

株式会社アクシスコミュニティ	東京都台東区東上野4-16-9瀬嶋ビル3階	国土交通大臣(1)第73号	○
株式会社ワングズスタンド	東京都港区東麻布1-3-8 5階	国土交通大臣(1)第74号	○
新日本信用保証株式会社	東京都墨田区江東橋2-19-7富士ソフトビル13階	国土交通大臣(1)第75号	○
株式会社アルファ保証	東京都新宿区神楽坂6-22	国土交通大臣(1)第76号	○
株式会社日専連ジェミス	北海道帯広市西2条南8丁目8番地	国土交通大臣(1)第77号	○
株式会社レグリオ	愛知県名古屋市中区城見通3-5日版名古屋ビル6階	国土交通大臣(1)第78号	○
株式会社アーネット	福岡県福岡市博多区博多駅東1-11-5アサコ博多ビル6階	国土交通大臣(1)第79号	○
株式会社アイ・ギャラン	東京都新宿区西新宿七丁目8番2号福八ビル6F	国土交通大臣(1)第80号	○
アラームボックス株式会社	東京都新宿区市谷本村町3-22ナカバビル8階	国土交通大臣(1)第81号	○
特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会	千葉県市川市八幡3-28-23 本八幡イーストビル3階	国土交通大臣(1)第82号	○
GUARANTEE INTERNATIONAL株式会社	東京都千代田区岩本町2-11-2イトーピア岩本町二丁目ビル3階	国土交通大臣(1)第83号	○

[ページの先頭に戻る](#)

国土交通省(法人番号2000012100001) [ [アクセス情報・地図](#) ]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#) [関連リンク集](#)  
[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#) [ソーシャルメディア利用方針](#)

**MLIT**

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.